

令和5年第1回臨時会

白馬村議会議録

令和5年1月20日 開会

令和5年1月20日 閉会

白馬村議会

令和5年第1回白馬村議会臨時会議事日程

令和5年1月20日（金）午前11時00分開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和5年1月20日

至 令和5年1月20日

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 議案第1号 物品の取得について

日程第 7 議案第2号 令和4年白馬村水道事業会計建設改良積立金の目的外使用につい
て

日程第 8 議案第3号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第7号）

令和5年第1回白馬村議会臨時会（第1日目）

1. 日 時 令和5年1月20日 午前11時00分より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	切久保達也	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第3番 横川恒夫

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副村長兼総務課長事務取扱	吉田久夫
教 育 長	平林豊	健康福祉課長	松澤孝行
会計管理者・会計室長	長澤秀美	建設課長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農政課長	田中洋介
上下水道課長	関口久人	税務課長	田中克俊
住 民 課 長	太田洋一	教育課長	横川辰彦
子育て支援課長	下川浩毅	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6・欠席した職員

生涯学習スポーツ課長 松澤宏和

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

8. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 報告事項

報告第1号報告、質疑

6) 議案審議

議案第1号から議案第3号まで(村長提出議案)説明、質疑、討論、採決

9. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第1号 物品の取得について
2. 令和4年白馬村水道事業会計建設改良積立金の目的外使用について
3. 議案第3号 令和4年度白馬村一般会計補正予算(第7号)

開会 午前11時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和5年第1回白馬村議会臨時会を開会いたします。

第3番横川恒夫議員が、所要のため欠席しております。

松澤生涯学習スポーツ課長が、所要のため欠席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和4年11月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第4番切久保達也議員、第5番加藤ソフィー議員、第6番尾川耕議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りの1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りの1日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 皆様、改めましてこんにちは。

令和5年第1回白馬村議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

新年を迎え、白馬村行政組織も吉田久夫副村長が就任し、新たな体制でスタートを切りました。

本年も村民生活の安心安全と福祉向上を図るため、議員の皆様のご協力を何卒よろしくお願い

申し上げます。

年末年始は国内外からの大勢の旅行客で村内が賑わい、12月の入り込みもコロナ前を上回るほどの状況となり、観光産業にとって冬シーズンの良い始まりとなりました。

今月8日からは、中国からの入国も再開し、国は急速に感染者数が増加したとみられる中国本土からの入国者に対し検疫を強化しましたが、明日から始まります春節の休みを前に、本村としても引き続き医療ひっ迫や高齢者等への感染拡大を防ぐため、基本的な感染症対策を徹底しつつ、経済活動を行なってまいりたいと思います。

一方で今月に入り降雪が少なくシーズンを通じた十分な積雪が心配されるのですが、本日から寒波によるまとまった降雪を期待するところです。また、昨年大きな問題となっておりました物価やエネルギー価格の高騰については、若干大幅な円安が収まったものの、いまだ住民生活に大きな影響を及ぼしており、国の交付金等を活用した支援を継続しつつ、エネルギー自給率の向上や省エネに寄与するゼロカーボンの施策の推進に取り組んでまいります。

さらに、国全体としての問題ではありますが、どの分野においても人手不足が深刻な課題となっており、我々の村として進めておりますデジタルの促進、また子育て世代への支援といった部分も、そうした観点からも積極的に取り組んでいく必要があると考えているところです。

さて、12月及び年末年始のスキー場の利用者数ですが、報告を受けている暫定値になりますが、昨シーズン、さらに2019-20シーズンと比較してもいずれも上回り、12月の来場者数が前年比約154%、2019年比約119%、年末年始の来場者数が前年比約118%、2019シーズン比約104%とのことです。水際対策の緩和により外国人観光客は戻ってきてはいるものの、コロナ前の水準の63%ほどとのことで、ほぼ予想どおりではありますが、100%回復までには、まだ時間がかかる見込みです。

コロナ禍を経験し、外国人観光客が戻りつつある状況の中で、改めて課題も浮き彫りになってきました。飲食店においては感染防止対策のため、入場者数の制限等をしていただいているところですが、これにより夕食場所を確保することが困難なケースも見受けられます。また、タクシーなどの二次交通が不足しているといった声も聞こえてきております。夕食場所の問題は、今シーズンにおいては一時的な側面もあるため、即時に解決することは容易ではありませんが、二次交通不足については実証実験として運行していますナイトデマンドタクシーの改良により今シーズンは対応してまいりたいと考えています。

このような状況下ではありますが、国の専門家会合では新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザなどと同じ5類などに見直した場合、どのような影響が出るかについて検討が進められております。会合では患者が増加した時に入院調整が行なわれなくなることなどが懸念される一方、濃厚接触者に法律に基づいた行動制限の呼びかけができなくなる影響は少ないなどとしていて、位置づけの変更は必要な準備を進めながら行なうべきだとし、感染者

が死亡する割合は徐々に低下しているものの、オミクロン株になって感染が広がりやすくなり死亡者数が極めて多くなるなど、季節性インフルエンザと同様の対応が可能な病気になるにはもうしばらく時間がかかる、と評価しています。

そうした中、政府は今日、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけをこの春にも5類に引き下げる方針を決定いたします。今臨時会では、国の令和4年度第二次補正予算に伴う、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産子育て応援交付金が創設されることによる、経費及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業計画額変更に伴う経費の組替えなどを計上させていただき、これらの予算について増額したいものです。

また、地方公営企業施行令に規定する特定目的の積立金をその目的以外の用途にしようとする場合における手続きには議会の議決が必要なため、水道事業会計建設改良積立金の目的外使用について未処分利益剰余金に振り替えることとする議案です。

議員の皆様から慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、今臨時会の開会にあたりましてのご挨拶といたします。

△日程第5 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（太田伸子君） これより、報告事項に入ります。

なお、本臨時会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、一議員一議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

日程第5 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明いたします。

村道上の事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

最終ページを御覧ください。専決第14号の内容であります。令和4年10月12日午前11時頃、白馬村大字神城22197番地1先の村道2039号線上において、損害賠償請求者が所有する車両が走行中、本村が管理する道路横断側溝を通過する際にグレーチングを跳ね上げ、燃料タンク等車両を損傷させたものであります。村は、損害賠償請求者に対して、車両の修理代金34万7,375円の全額を賠償したものであります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第5 報告第1号は終了いたしました。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

次に、議案の審議に入ります。

日程第6 議案第1号から日程第8 議案第3号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は挙手によって行ないます。

日程第6 議案第1号から日程第8 議案第3号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第1号から議案第3号について、委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたします。

△日程第6 議案第1号 物品の取得について

議長(太田伸子君) 日程第6 議案第1号 物品の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長(矢口俊樹君) 議案第1号 物品の取得についてご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

物品の取得目的は、令和4年度凍結防止剤散布車購入事業でありまして、乾式3t級の凍結防止剤散布車1台を導入するものです。

取得金額は2,640万円。

契約の相手方は、松本市和田3967番地22、株式会社辰巳商会、代表取締役南榮作であります。

この物品取得につきましては、現在使用しております凍結防止剤散布車が20年以上経過をし、老朽化が著しいことから、買い換えを行うものでありまして、去る1月10日に入札を行い、翌11日に仮契約を締結したものであります。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 物品の取得についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第2号 令和4年度白馬村水道事業会計建設改良積立金の目的外使用について

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第2号 令和4年度白馬村水道事業会計建設改良積立金の目的外使用についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 議案第2号 令和4年度白馬村水道事業会計建設改良積立金の目的外使用について説明いたします。

令和4年度白馬村水道事業会計建設改良積立金現在高4億9,625万521円のうち3億円を取り崩し未処分利益剰余金とすることにつきまして、地方公営企業法施行令第24条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和4年度白馬村水道事業会計建設改良積立金の目的外使用についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第3号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第7号）

議長（太田伸子君） 日程第8 議案第3号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第7号）を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田副村長兼総務課長事務取扱。

副村長兼総務課長事務取扱（吉田久夫君） 議案第3号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億8,653万2,000円とするものであります。

6ページ歳入明細を御覧ください。主なものについてご説明をさせていただきます。

10款1項1目地方交付税309万3,000円の増額は、今回の補正に対し普通交付税を一般財源分として計上するものであります。

14款2項2目衛生費国庫補助金467万4,000円の増額と15款2項3目衛生費県補助金85万9,000円の増額は、妊娠から出産、子育てまでの一貫した相談支援と経済的支援を合わせて、すべての妊婦、子育て家庭が安心して妊娠、出産、子育てができる環境整備を目的とし、妊娠時に5万円、出産時に5万円を交付する出産子育て応援交付金です。

7ページ、18款1項2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金300万円の減額は、学校給食センター事業の準要保護児童生徒援助費に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することにより、財源振替をするものです。

8ページ、歳出明細を御覧ください。全般的に事業費が減額しているものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当している事業を、実績などにより精査したことによるものですので説明は割愛をさせていただき、それ以外の主な事業について説明をさせていただきます。

10ページを御覧ください。

3款2項1目学生等応援給付金事業42万5,000円の増額は、コロナ禍の中、原油高や物価高の影響を大きく受けている多子世帯に対し、経済的な負担を軽減するため中学3年生までの第3子以降の子に対し、3万円を給付するための応援給付金です。昨年4月の第1号補正でお認めをいただきました大学等に進学した子どもたちが、コロナ禍でアルバイト活動の制限を受けるなど苦しい状況を改善するための給付金の給付残額を事業内で流用させていただき、不足分につきまして今回新たに増額をするものです。

4款1項1目公営企業電力価格高騰対策支援事業785万円の増額は、導水、送水、配水施設におけるポンプの使用や浄水処理等の過程において多くの電力を消費する水道事業者において、電力価格高騰により増大している事業経費に対して支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用することが可能となったため、本交付金を財源として水道事業会計に対し、公営企業電力価格高騰対策支援金を交付するものです。

11ページ、4款1項4目母子保健事業127万7,000円の増額と、同じく母子保健衛生事業485万円の増額は、先ほど歳入でも説明をいたしましたすべての妊婦、子育て家庭が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊娠時に5万円、出産時に5万円を交付するための電算システム改修委託料などの事務費と出産子育て応援交付金になります。

5款1項3目農業振興事業150万円の増額は、園芸振興における資材等高騰対策支援事業として、苗の購入費などを補助するための白馬村農業再生協議会負担金です。

12ページ、6款2項1目新型コロナウイルス感染対策事業1,927万3,000円の増額は、12月の第6号補正で新型コロナの抗原検査キットを1,100セット購入しましたが、11月以降の感染第8波により払い出しが急増し備蓄残量がわずかとなったことから、今後の感染拡大に備えて備蓄量を積みまわしするための消耗品費273万9,000円と、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化とともにエネルギー価格の高騰が道の駅はくばの経営に大きな打撃を与えており、エネルギー費用の負担軽減のため、省エネ高性能エアコン機器への入れ替え工事を実施し合わせて環境政策の取り組みも推進するための、新型コロナ対策事業支援負担金300万円と、コロナ禍に加えて原油高の価格高騰による各種経費の増加により村内温泉施設の経営状況が悪化しており、経営の安定と利用者のサービス水準の維持を図るための温泉施設燃料費高騰重点支援事業支援金1,536万円です。

7款4項3目公営企業電力価格高騰対策支援事業433万円の増額は、先ほどの水道事業と同様に下水道事業者も下水処理場での水処理の過程やポンプ施設等において多くの電力を消費し、電力価格高騰により増大している事業経費に対して支援するため、下水道事業会計に公営企業電力価格高騰対策支援金を交付するものです。

13ページ、9款1項2目学校環境整備事業972万2,000円の増額は、コロナ禍においても快適なよりよい学校生活が送れるよう、白馬南小のランチルーム、家庭科室、体育館に空調設備を設置するための工事請負費です。同じく2項2目北小学校教育振興事業129万8,000円の増額と、次のページにあります3項2目中学校教育振興事業58万3,000円の増額は、コロナ禍で分散して授業を行なえるよう、空き教室へ電子黒板を設置するための教具備品購入費になります。

14ページから15ページ、同じく5項2目ウイング21維持管理事業103万2,000円の増額は、新型コロナの感染予防と拡大防止を図るため、ウイング21のトイレを改修するための修繕費になります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

議案第3号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第7号）を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付された議事日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第1回白馬村議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時28分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員